令和7年度高齢者虐待防止への取り組みについて(案)

今年度も引き続き、虐待の早期発見のための周知や関係機関の顔の見える関係づくりを推進し、状況が深刻になる前に相談・対応できる環境を整えるなど、高齢者虐待防止のための取り組みを継続する。

1. 虐待相談への対応

高齢者の安全確保、養護者の介護負担の軽減等のため、関係機関等と連携し高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応する。

2. 虐待防止の啓発活動

- ①広報いんざいでの虐待防止の啓発、窓口の周知
- ②虐待防止のためのポスターの掲示
- ③虐待防止のための啓発用ティッシュの作成・配布
- 4その他

3. 虐待防止研修

介護サービス事業所職員等を対象に実施予定

4. 認知症サポーター養成講座

- ①小学校向け認知症サポーター養成講座
- ②一般向け認知症サポーター養成講座(出前講座)

5. 認知症カフェの実施

各圏域の地域包括支援センターが実施

- 6. 成年後見周知事業(印西市社会福祉協議会委託事業/社会福祉課主管)
 - ①成年後見相談会の実施(年11回)

弁護士・司法書士による相談会を実施

- ②専門職向け講座を実施予定(年1回)
 - 介護サービス事業所職員を対象に実施予定
- ③出前講座を実施予定

出前講座の依頼があり次第、実施予定

- ④チラシの作成・配布
 - 市内の金融機関や公民館にチラシを配布

7. 成年後見市長申立及び後見人等報酬助成

- ①支援方針会議で必要性が挙がった場合、必要書類の取り寄せ、申立書を作成し、市長申立する。
- ②後見人等報酬助成は後見人等から申請があった場合、審査に基づき、対応する。